

奄美諸島における近世—明治期の イネ栽培の変容過程

小林 茂*・久武哲也**

はじめに

最近、南西諸島の伝統的イネ栽培の研究がさかんにすすめられ、その様相が明確になりつつある。イネ栽培がおこなわれる環境にはじまり、品種、作季、栽培技術等について新しい角度からの検討がおこなわれ、その形成に関与した要因の特定、さらには系譜関係にまで考察がおよぼうとしている〔渡部・生田編 1984など〕。これらによってえられた結果は、かならずしも細部にいたるまで一致するものではないが、南西諸島のイネ栽培にアプローチするに際しての基本的問題点はほぼあきらかになってきたと言えよう。また、本土のイネ栽培とのちがいについても、共通理解がえられている。

ところで、柳田国男以来、南西諸島のイネ栽培の研究は起源をつよく意識したものであった。『海上の道』〔柳田 1978〕に象徴されるように、南西諸島のイネ栽培とそれに関与する文化の形成や伝播は、本土のイネ栽培およびそれに関与する文化の形成・伝播という、大きな問題領域の重要な一部として論じられてきた。アプローチの視点や方法はかわったものの、最近の研究にもこの傾向がつよくみとめられる。南西諸島のイネ栽培の系譜をあきらかにすることは、その最終目標のひとつと意識されている〔たとえば渡部編 1982〕。

こうした観点から、最近の研究でも、近世以前の文献から野外調査によるデータまで、多彩な資料をもとに議論がおこなわれているわけであるが、そこ

*こばやし しげる、九州大学教養部

**ひさたけ てつや、甲南大学文学部

にはいくつかの問題点がみとめられる。まず指摘できるのは、イネ栽培といっても初期のものから最近のものまでが対象となるが、これらのあいだの異同なり変遷なりについて積極的な検討がおこなわれていないことである。もちろん、この種の問題にかなりの考慮をはらうものもある〔たとえば佐々木 1984〕。しかし、数百年も前に関する文献資料から現在のイネ栽培まで一挙に飛躍する場合がすくなくない。また比較的新しい時点に関する資料を、はるかに古い時期のイネ栽培の考察に直接利用することもしばしばおこなわれている。さらに関連して、近世～明治期の文献の利用が充分でないことも指摘できよう。この時期の資料は、よく知られているものに参照ががざられる傾向がつよい。利用が比較的容易な資料であっても、参照されないままになっているものがすくなくないのである。これらについては、たとえ研究の焦点となる時期からはずれる場合でも、積極的に参照し、イネ栽培の異同や変遷をあきらかにする作業が要請されていると言えよう。

筆者らはここ数年来南西諸島の伝統的イネ栽培のうち、とくに環境に密接に関与する側面の検討をおこなってきた。農耕技術（「踏耕」）、作季、土地利用等に焦点をあわせ、考察をくわえている〔小林 1982、小林・中村 1985、小林ほか 1984など〕。この過程で、南西諸島のイネ栽培が、一方で共通した性格をもちつつも、他方で地域的・時代的にならずしも一様でなかったことを知ることになった。また近世～明治期の文献資料が、それらの検討に際し有用であることを確認してきた〔とくに小林 1984〕。本稿の目的は、以上の成果をふまえ、近世～明治期における奄美諸島のイネ栽培の変化を検討するところにある。すでに別稿〔小林・中村 1985：188-192〕で示したように、奄美諸島ではこの間にイネの作季が大きく変化している。これを中心にしつつ、品種の変化など関連する問題にも焦点をあわせ、多面的に考察をくわえることにしたい。この作業により、南西諸島のイネ栽培の変遷の一端が知られると同時に、近世～明治期の奄美諸島のイネ栽培が本土からのさまざまなかたちの影響をうけていたことがあきらかになると思われる。

1. 作季の変化

近世—明治期の奄美諸島のイネ栽培の変化を検討するにあたり、まず作季の変化からみることにしたい。前稿〔小林 1982, 小林・中村 1985〕とかさなるものも多いが、ここでも資料をあげて検討をすすめる。

今のところ、奄美諸島のイネの作季についてもっとも古くさかのぼる資料は、元禄6(1693)年、鹿児島県の「御国遺座」から新設されたばかりの喜界島代官にだされた指令である。やや長いですが、まずこれを示してみよう〔藩法研究会編 1969:424-5〕。

覚

(中略)

一鬼界島之儀、麦作第一二仕、余島二相替、田方四五月植付、八月取納由候、適植付候地方も、麦作刈仕廻、俄田地相拵候故、下地庵相有之、六月少々日照ニモ、干損相立、又は大風二逢、悉損地ニ相成由、其間得候間、七八月より、作職第一二出精候様、可申付……

一右島之儀、干損地之由候へば、雨少キ年も可有之候間、本苗九十月いたし置、正二月植付、春雨有之、本苗仕付難成相見へ得ハバ、正月ヨリ三四月迄、若苗・晩苗段々いたし置、仕付可申付、(以下略)

最初に示した条から、当時の喜界島のイネの作季は、4・5月田植、8月収穫(いずれも旧暦、以下同じ)であったことがわかる。ただしこの作季は他の島じまともちがい(「余島二相替」)、しかもつぎのような問題点をふくむものであった。ムギ栽培が重要であった喜界島では、その収穫後あわてて水田の準備をするので、これが不十分になる。また作季がおそい(後述)こともあって、6月の日照り(梅雨あけの晴天期)で干害がやすく、台風の来襲にもあいやすかったわけである〔小林・中村 1985:188-9〕。

つぎに示した条では、以上の問題点の指摘をうけて、改善策が述べられる。まず上述の作季を大幅に変更し、苗を9・10月から準備し、1・2月に田植をおこなうよう指示する。これは前述の作季にくらべればきわめてはやく、6月

の干害や台風の来襲をさけるものだったとみてさしつかえない。ここで指示される新しい作季が、以上にくわえてどのような性格をもつか関心がひかれるが、それについてはのちに検討することにしたい。

さらにつづいてこの条では、雨がすくなく「本苗」の田植が不可能になる場合には、1月～3・4月まで「若苗・晩苗」を準備し植えるようにとの指令がある。この「若苗・晩苗」は、前年の9・10月に播種される「本苗」に対する予備苗というべきもので、新しい作季の採用にともなうリスクに対応するものと言えよう。こうした予備苗の準備は、他の資料でも言及されることがあるが、これについてものちにあらためて検討することにして、つぎにうつりたい。

時代的にこれにつづく資料は、寛政2(1790)年、沖永良部島詰奉行樋口小八から、与論島の島役人にだされたイネ栽培に関する指令となる¹⁾。上記「覚」より時期が100年ほどもくんだり、また田植の時期しか明確でないが、その部分をかきぬいてみよう〔野見山編 1969:439-40〕。

御田地仕向申渡書附

与論島田地下拵并植付草取溝さらへ等之儀、左ニ申渡候、

(中 略)

一田地植付方時節後不成様ニ、下拵踏付²⁾方正月初ヨリ無油断致下知、正月ヨリ二月迄本苗之儀無残苗跡植仕廻候様申渡、与人・横目・目差・掟差廻下知いたし、二月廿九日限為植仕廻、本苗無残堅固植仕廻候見届相仕廻候旨、町反書記致與書、日限無相違届可申出候。(以下略)

ここでは時期おくれにならないよう注意をうながしつつ、水田の準備を入念におこなって、田植を1月から2月中におわるよう島役人(与人など)が農民に指令することを指示し、その報告もおこなわせるようにしている。なお、ここにあらわれる「本苗」も、上記「覚」同様、予備苗に対するものである。この資料にはそうした予備苗(「若苗」)の播種・田植に関するくわしい指示があるが、やばりのちにまとめて検討する。

1) この資料はイネ栽培全般に関する詳細な指示で、全17条にわたる。なお「沖永良部島代官系図」の寛政1(1789)年の条によれば、同様の指示が沖永良部島にもだされた。またそこでは郡奉行の名前が樋口休八とされている〔野見山編 1969:335〕。

2) この「下拵踏付方」は「踏耕」である〔小林 1982:74-7参照〕。

さて以上はあくまで指示にすぎないが、1・2月の田植がこのころの与論島で実際におこなわれたものであることは、つぎの資料で確認できる。文化2(1805)年のものと推定される、与論島の島役人から同島誌附役山本源七郎に提出された、島の実情をうったえる文書³⁾に、以下のようなくだりがある〔野見山編 1969:434-5〕。

乍恐口上書を以奉訴候

(中略)

一……然者当島御田地仕付方之儀、惣天水之場所ニ而、稲刈取納相済候得ハ、早速ヨリ雨潤次第無油断踏付⁴⁾申事御座候、左候而九月中旬比苗蒔付、正二月中ニ植付仕申事御座候……(以下略)

与論島では天水田が多く、収穫後すぐに水田準備にかかる必要のあることを述べつつ、9月に播種をおこない、1・2月に田植をむかえるとしている。

以上、18世紀末～19世紀初頭における与論島のイネの作季が、9月播種、1・2月田植というものであったことが判明した。これに類似する作季は、当時の奄美大島でもみられたことが確認できる。文化2(1805)年春から同4(1807)年春にかけて、大島代官として在任した本田孫九郎の『大島私考』の「公田之事」〔本田著、亀井ほか校訂 1972:51〕にはつぎのように記されている。

秋九十月耕シ種ヲ蒔キ吾藩ノ如ク椎葉カシキユス(やう)ノ草ヲ田地ニ入ル事ナシ米(素より)糞ヲ入ル事ナシ久振(土扱を)シテ稲(種)ヲ蒔キ早稲ハ十二月移シ植(栽)晩稲ハ彼岸(春)ノ前後ニ植エ(うゆ)是ヲ植付ト云フ四月五月両度耕(耨)リ六月(月七)焚(熱)ノ上田ハ両焚ス是ヲ二番立ト云フ八月収ム…(カッコ内異本)

ここでは播種が9・10月、田植が12月・彼岸、収穫が6月以後ということになる。作季に早晩のあることのほか、条件のよい水田では収穫後もう一度穂がでて8月に収穫できるとされている点は興味ぶかい。

同様の記載は、嘉永3(1850)年3月から安政2(1855)年4月まで奄美大島に

3) これは砂糖生産の奨励に対し、その中止をねがいでるものである。詳細については小林〔1982:73〕および小林ほか〔1984:53.74-5〕を参照。

4) この「踏付」も「踏耕」である。

滞在した名越佐源太〔国分 1984〕の『南島雑話』にもあらわれる。その「大濤竊覽」の「耕芸之事 附稲再熟之事」には、つぎのように記されている〔名越著、国分ほか校訂 1984：8-9〕。

秋彼岸五十日前後に吉日を調べ種を蒔く。是ヲ種下しといふ。十月中に当る。……
 田地（中略）は九、十月の頃耕して苗を栽るとき耕す也。……早稲は十二月に移栽、
 晩稲は春彼岸の前後に植る。是を栽付といふ。四、五月比草を取る。……惣て六・七
 月に熟す。氣候暖成故芸りし後芽出てて再熟す、是をマタワヘという事なり。……

播種がおこなわれる「秋彼岸五十日」は新暦11月10日すぎをさす。引用文には旧暦10月とあるが、同9月になる場合もあったとみてよい。この点、『大島私考』にみえるものとかわらない作季が示されていることになる。なお、『大島私考』と同様に作季の早晚、再熟イネについて言及している点は注目される。

以上、18世紀末から19世紀にかけての資料をあげた。与論島の場合、収穫期が明確でないが、播種期・田植期いずれも大島と類似するので、同様の時期に収穫がおこなわれたとみてさしつかえないであろう。こうした旧暦9・10月の播種・同1月前後の田植、同6月以降の田植というパターンは、近世～昭和初期の沖縄にみられたイネの作季〔小林・中村 1985：181-8〕ときわめてよく類似する。近世後期の与論島・大島では、南西諸島にひろく共通する作季がみられたわけである。

さて、これをもとに前記17世紀末の喜界島への指令（「覚」）にもどると、当時の奄美諸島のイネの作季について、つぎのような推定がなりたつであろう。まず喜界島の作季が「余島ニ相替」と言われているのは、それが他にくらべて特異的であったことを示している。ほかの島じまでは、別の作季が存在していたことがあきらかである。その場合、上記のような9・10月の播種にはじまる作季が、この時点にさかのほっても喜界島以外でみられた可能性はきわめて高いと言えよう。

もしこの推定が正しいとすれば、17世紀末の奄美諸島には大きくふたつのタイプの作季がみられたことになる。一方は喜界島のもので、他方は大島ほかの島じまのものである。ここで後者を播種後年をこすので（越年タイプ）、前者

を〈非越年タイプ〉とすれば、〈越年タイプ〉は〈非越年タイプ〉よりも一般的であったことになろう。しかも〈越年タイプ〉は、南西諸島にひろく共通してみられた作季でもあったわけである。

これにくわえて、上記「覚」で指令された新しい作季が、やはり旧暦9・10月の播種にはじまる〈越年タイプ〉である点は興味ぶかい。以上からすれば、この指令は当時南西諸島で支配的であった作季の採用を命じるものということになる。

このようにみえてくると、近世の奄美諸島のイネの作季の性格や分布が不十分ながら知られてくるが、さらに明治期の資料にうつろう。この最初にあげられるのは、『南島誌』である。著者の久野謙次郎は、大蔵省の「租税中属」として、奄美諸島の近世以来の租税制度調査のため明治6(1873)年来訪した〔松下1969〕。与論島をのぞき、各島の「耕耘」の章にはイネの作季がつぎのように記されている〔久野1954:27,73,107,146〕⁵⁾。

〈大 島〉

早稲ハ餅、シヤク、ノ兩種ニシテ毎年九十月（此一章皆太陰曆ヲ以テ言フ）ノ間苗代ニ種子ヲ播キ二月彼岸ヨリ十五六日後苗ヲ植エ七月中旬ヨリ之ヲ獲ル

晩稲ハ大和餅、地子ノ兩種ニシテ毎年立春ノ頃種子ヲ播キ早稲ヲ植エ終ルノ後又此晩稲ヲ植エ七月下旬ヨリ八月ニ至テ之ヲ獲ル水田ハ総テ前年十月ヨリ翌春マテ三度許耕シ務メテ草ヲ踏ミ埋メ四五月両月ノ間二度耘リ早晩稲トモ八月ニ至テ全ク之ヲ収獲ス……

〈喜界島〉

苗代へ種子ヲ播クニ早稲晩稲トモ各島ニ比スレハ晩クシテ正月下旬ヨリ二月上旬ニ及ホス（此一節太陰曆ヲ以テ言フ）秧ヲ植ルニ三月下旬ヨリ四月下旬ニ至ル而シテ五月中一度草ヲ去リ八月中之ヲ収獲スルモノトス……

〈徳之島〉

毎年植ル稲ノ名称ヲ挙レハ早稲ニハ、アヤコ、クルハ子、スタル、晩稲ニハ地子、赤唐帽子、白唐帽子、万石、赤地子、アフビク、チジュミ、ヒヤケ、餅唐帽子ナリ而シテ苗代へ種ヲ蒔クニ早稲ハ前年ノ十月（太陰曆ヲ以テ言フ此一章ハ以下皆同シ）ニシテ晩稲ハ本年ノ正月ナリ

5) この書物は写本によったという事情もあって、記載もれ、誤植が多い。このため内閣文庫所蔵の原本（資料番号、和2505、函号17-134）を参照して訂正した。

田ニ稲ヲ植ルニ……早稲ハ二月晩稲ハ三月之ヲ植エ四五両月ノ間ニ一度草ヲ取ルヲ通常トス

稲ヲ収穫スルニ早稲ハ六月晩稲ハ七月ナリ……

〈沖永良部島〉

苗代ニ種子ヲ蒔クニ糯苗ハ前年ノ十月（太陰曆ヲ以テ言フ此一章以下皆同シ）粳苗ハ本年ノ正月下旬ヨリ二月初旬ノ頃トス而シテ方言糯苗ヲ本稲ト唱ヘ粳苗ヲ地子（ジコ）ト唱フ之ヲ植ルハ三月三日ヨリ始ル四月中ニ一度草ヲ取り七月初旬ヨリ収穫ス……

以上からまず、喜界島以外の三島で〈越年タイプ〉の作季のあったことが知られる。これは、近世の主要な作季が〈越年タイプ〉であったという上記の推定を支持する。ただし大島の場合、『大島私考』・『南島雑話』にみられる「早稲」（旧暦12月に田植）があらわれず、しかもここに記載されている〈越年タイプ〉の田植がやはり『大島私考』・『南島雑話』の「晩稲」のそれよりもおそくなっている。また沖永良部島の〈越年タイプ〉の作季が、「本稲」という名称のモチ種のものである点は注目される。

他方、喜界島だけでなく他のどの島にも〈非越年タイプ〉が登場しているのは、いちじるしい変化と言えよう。近世の記録では一部にかぎられていたものが、多くの地域で〈越年タイプ〉と同等の重要性をもつかのように記載されている。なかでも沖永良部島の場合、前述のようにモチ種が〈越年タイプ〉となっているのに対し、ウルチ種は〈非越年タイプ〉の作季で栽培されると記され、〈非越年タイプ〉の方が重要であったとさえ推測させる。これらの点は、〈非越年タイプ〉が急速に重要性を増しつつあったことを示すと言えよう。大島の作季に、『大島私考』・『南島雑話』の記載する「早稲」に対応するものがみられないことにも、こうした変化が関与していたかも知れない。

〈非越年タイプ〉の作季は各島ですこしずつちがうが、〈越年タイプ〉の場合と同様、基本的に同じものとみてよい。大島・喜界島で他よりややおそくなっている程度である。なお、喜界島の場合、上記「覚」では〈越年タイプ〉の作季の採用が指令されていた。これがどのように実行されたかを知ることは困難であるが、『南島誌』にあらわれる作季が「覚」にみえるものよりやや早くなっている点は、この種の指令が関与していたことを推測させる。

以上、『南島誌』の記載により、〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉への作季の変化がうかがえるが、のちの資料をみると、それがさらにすすんでいったことがわかる。明治21(1888)年の『鹿児島県統計書』は表1のような作季を記載する。また『徳之島事情』〔吉満 1895:40〕も、徳之島について『南島誌』にみえるものと同様の作季を示している。しかし、明治22・23(1889・90)年の『鹿児島統計書』になると、記載は表2のような〈非越年タイプ〉だけとなる。同県統計書には、これ以後〈越年タイプ〉があらわれない。また『農事調査』(1889年ごろ)も、〈非越年タイプ〉の作季を記載するだけである〔原口編 1980:86〕

表1 明治21(1888)年における大島郡の作季

		中 稲		晩 稲	
		(最 初)	(最 終)	(最 初)	(最 終)
播 種		10月15日	—	10月25日	2月4日 — 2月13日
挿 秧		3月18日	—	3月25日	4月7日 — 4月20日
収 穫		6月21日	—	6月30日	8月5日 — 8月14日

注1)鹿児島県内務部第1課〔1892a:70〕による。

2)暦は新暦。

表2 明治22・23(1889・90)年の大島郡の作季

		早 稲	中 稲
播 種		2月中旬	2月中旬
挿 秧		4月中旬	4月下旬
収 穫		7月中旬	8月中旬

注1)鹿児島県内務部第1課〔1892b:87〕による。

2)暦は新暦。

大正期の『日本主要作物耕種要綱』も同様である。この「水稻耕種概要」の鹿児島県の節から、大島郡に関与するものだけぬきがきしてみると、つぎのよ

うになる〔農商務省農務局編 1913：267-9〕。

播種期……又大島郡ニアリテハ播種期殊ニ早ク二月上旬頃既ニ播種スルヲ普通トス
 挿 秧……大島郡ニアリテハ四月下旬ニ挿秧ス
 成熟期……大島郡ニアリテハ晩生種八月下旬ニ成熟ス

この点については、『水稻及陸稻耕種要綱』もかわるところはない〔農林省農務局編 1936：893-5〕が、ただしこのころになってもなお〈越年タイプ〉のイネ栽培がわずかながらおこなわれたことは確実である。奄美大島笠利町屋仁では、昭和6(1931)年まで旧暦9月に播種をおこなっていたとする報告〔小野 1982：216〕⁶⁾がある。また筆者らも徳之島徳之島町、沖永良部島知名町で80歳をこえる老人が、この種の作季を記憶していることを確認している(後述)。〈越年タイプ〉のイネ栽培は、明治の中期までに統計等の記載にあたいするものではなくなっていたにしても、すくなくとも昭和の初期までひろく存続していたのである。

以上、近世から明治期にかけて、奄美諸島のイネの作季が〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉へと大きく変動したことを確認した。この過程については不明な点が多いが、18世紀末から19世紀中ごろの資料に〈非越年タイプ〉がはっきりあらわれない点からみて、ここでは幕末期から明治中期にかけて急速にすすんだと考えておきたい。明治初期になってこのタイプが突然あらわれてくるのはやや奇異であるが、これについては次節で検討する。

ところで、この〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉への変化はイネの作季の大幅な短縮をもたらしたが、その主要なものは別稿〔小林・中村 1985：191〕で指摘したとおり苗代期の短縮であった。〈非越年タイプ〉の播種期は〈越年タイプ〉にくらべ数ヶ月もおくれるものの、田植期・収穫期については1ヶ月程度のおくれにすぎない。さらにもう一点指摘しておかねばならないのは、上記のような作季の交代にあわせて、イネの品種も大きく変化したこと

6) 小野〔1982：198-282〕の記載する多くの民俗事例は、年代が示されていないものが多いにせよ、この種の作季が比較的最近までよく記憶されていたことを示している。

ある。『南島誌』にあらわれる作季と品種名は、このことをはっきり示している。以下、この間の作季の変化の背景について検討をくわえるが、これらの点を念頭におきつつ考察をすすめることにしたい。

2. 作季の変化の背景

前節で示した〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉への作季の変化を考えるに際し、第1に問題となるのは、〈非越年タイプ〉がどのような系譜をもつかという点であろう。〈越年タイプ〉がはやくから南西諸島でひろくみられた作季であるのに対し、このタイプは奄美諸島にかぎられる。他方、当時の本土の作季〔嵐 1975：149-288〕と比較しても大きなちがいがみとめられ、同系統のものとはとても考えられない。また明治初期にはひろく登場するが、近世の記録にはわずかにあらわれるだけである。これらの点、その来歴や特殊性の背景がまず問われることになるわけである。

この問題に全面的にこたえるのは容易ではないが、すでに別稿〔小林・中村 1985：195-6〕で示したように、上述の予備苗の利用・準備がこのタイプの作季の普及に大きく寄与した可能性が大きい。以下ではこれに関与する資料をさらに示しつつ、検討をくわえてみたい。

前記17世紀末の喜界島代官に対する指令（「覚」）では、春先に水がなく「本苗」の田植（〈越年タイプ〉）が困難であれば、予備苗を植えるよう指示されていた。これと同様の内容の指示は、鹿児島から大島代官に享保13(1728)年にだされた行政指令である「大島規模帳」にもみられる〔山田編 1965：19〕。

一島中本苗蒔付候節、苗ノ過不足相改不足無之様可申付候。尤年春水無之、本苗ニ而植付不罷成儀も可有之候条、晩苗・若苗段々可申付候。其節種子不持作人も可有之候間、取納時分村々江種子残置、若苗蒔候時分種子無之者江八借米申付不足無之様可申付事。（以下略）

ここではまず「本苗」の不足に注意するとともに、春先水がなくその田植が困難になる場合もあるとしつつ、予備苗（「晩苗・若苗」）を準備させるよう命じ

ている。ここでも〈越年タイプ〉の新春ごろの田植を前提としながら、それがうまくはこばない場合の方策を述べることになる。つづく部分はさらにこの指令がかならず実行されるよう、種子の準備も命じる。これは〈越年タイプ〉の作季において、田植に際しいかにリスクが大きく、予備苗の準備が重要であったかを示すと言えよう。

さて、以上の資料ではこうした予備苗の播種期・田植期がもうひとつ明確でないが、上記与論島の「御田地仕向申渡書附」になるとそれがはっきりする。以下その部分を示してみよう〔野見山編 1969:440-1〕。

一若苗蒔付方、正月七日比ヨリ蒔付候間、都而正月中ニ蒔付候様可致下知候、本苗蒔付不用立者も有之事候間、役々気を付村々相糺、本苗不用立間敷と及見候者有之候ハハ、正月中蒔付方申付役々之内ヨリ可致見分候、二重ニ相成候而も不苦候、糺計之費を見合、植付時分ニ差掛時節後ニ蒔付候苗植付候而は、過半不用立春干枯相成、遅植付故不致実熟損地過分ニ有之候、嶋之儀諸作共ニ遅植付不宜、田作之儀就中不用立候間、蒔付方役々并捷御田地請物之勤候間、大形無之様心頭掛可下知候、

(中 略)

一若苗植付方三月中苗跡迄無残可為植仕廻候、四月植付候而者時節後ニ相成風痛ニ而致穂枯旱候得者、干枯実熟無之候間稠敷申付、三月中植仕廻候様役々并捷村々差廻可致下知候、若下知相背致不埒者有之候ハハ名前書記、滞居之横目附役方江可申出候、田方植仕廻候ハハ町反何程無残地惣植付相済候届、書付を以可申出候、

最初に示した条では、まず「若苗」の播種期を1月7日ころ以後同月中と指示し、その理由を述べている。これから「若苗」の播種は「本苗」の田植前から開始され、その進行次第で無駄になることもあったことがわかる。しかし「若苗」の播種をおくらせることはできず、もし「本苗」の田植期までそれをずらせば、時期おくれになって田植をおこなっても枯れやすく、損地が多くなるとされる。

つぎに示した条では、以上のようにして準備される「若苗」の田植を3月中におこなうよう指示する。もしおくらせて4月に田植をおこなうと、「風痛」で穂が枯れてしまうとされる。つづく部分では、以上のような「若苗」の田植が指示どおりおこなわれたか確認をもとめることになる。

ここでは「本苗」の田植が困難になる背景については述べていないが、すで

にみた資料同様、春先の水不足が関与していたとみてさしつかえないであろう。予備苗の準備はこれに先行しつつ播種が1月となり、田植は3月にむかえることになる。このうち播種の時期は、上述の資料にみえるものと一致するようと思われる。喜界島では予備苗の準備は1月からとされていた。大島の場合も、「本苗」の田植期（新春ごろ）前後であることがうかがえる。両者いずれでも「若苗」のほか「晩苗」という名称があらわれ、予備苗が一種類だけではなくたことが知られるが、このうちはやいものの播種期は1月前後とみてよいであろう。田植期が3月というのは与論島の場合で確認できるだけであるが、他でもこれと大同小異であったと考えられる。

さてこうした予備苗の、旧暦1月播種、同3月田植という作季を、〈非越年タイプ〉の作季と比較するとたいへんよく一致することがわかる。『南島誌』にあらわれるものと比較しても、喜界島のものがややおそい程度である。

このようにみえてくると、明治期になってひろく登場する〈非越年タイプ〉の作季は、以上のようにして準備されてきた予備苗の作季に由来する可能性がきわめて高いことが知られる。すでに検討した資料からみて、この種の苗は恒常的に準備され、「本苗」の田植次第でしばしば利用されたことが確実である。「本苗」に対する「若苗」という言い方自体、予備苗の準備が習慣化していたことをうかがわせる。また、この種の苗の準備指示は、〈越年タイプ〉の作季を採用していたと思われる他の島に対してもおこなわれたと推定される。やはりすでにあげた資料からみて、予備苗の準備は〈越年タイプ〉の作季とセットにされていたふしがあり、同様の作季があれば同様の指示がおこなわれ、またそれが実行されたと考えられるのである。これらの点からすれば、〈非越年タイプ〉の作季は、近世中期以降の奄美諸島において、補助的なものとして一定の意義をもってたとみてよいであろう。これが、明治初期にいたり「晩稲」の作季として『南島誌』に記載されたと考えられる。

〈非越年タイプ〉の作季の性格と普及については以上でかなりはっきりしたと思われるが、なお疑問ののこる点がある。まずあげられるのは、喜界島に対する17世紀末の指令にみられた当時の同島の作季が何に由来するかという点で

ある。これは明治期の〈非越年タイプ〉にくらべればややおそく、しかも予備苗が関与しておらず、以上の推定だけでは理解が困難である。別の由来をもつ可能性も高い。

もう一点は、すでにみたように〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉への変化が、幕末期と思われる時期から急速に進行したということである。〈非越年タイプ〉の作季は、この間に補助的地位を脱し、主要な作季となっていたと考えられるわけであるが、やはり以上だけではその過程を十分に理解することができない。以下では焦点をこれにしぼり、検討をくわえることにする。

ただしこの検討に直接はいるまえに、〈越年タイプ〉と〈非越年タイプ〉の性格についてもうすこしみておくことにしたい。前者から後者への交代は、両者のちがいを反映したものと考えられるからである。

前節の末尾で、両者の田植期・収穫期には大差がなく、主なちがいは播種期および苗代期間の長さにあったことを指摘した。これは〈非越年タイプ〉が基本的に予備苗の準備に由来すると考えられる点からすれば当然であるが、ここでむしろ問題となるのは、〈越年タイプ〉の異常とも言える苗代期間の長さであろう。播種期が旧暦9・10月、田植期が同1月とすると、それは3ヵ月ほどに達することになる。〈非越年タイプ〉によって、これが大幅に短縮されたとすれば、〈越年タイプ〉の長期にわたる苗の育成がどのような役割をもっていたか関心がひかれるわけである。

この点については、別稿〔小林・中村 1985:194-5〕ですでに指摘したように、主として天水田など水利条件のわるい水田の環境が関与していたと考えられる。この種の水田では水の供給が充分でなく、そのかけひきも不自由で、のちの乾燥にそなえ多量の水をためた深水状態で田植をおこなうのが一般的であった。この場合、短い苗では水に浮いてしまうし、くさりやすい。首尾よく田植をおこなうには、大きくのびた苗が不可欠となるが、そのためには長期の苗代期間が必要とされるわけである⁷⁾。近世の奄美諸島に天水田が多かったと

7) 佐々木〔1984:40〕も、南西諸島の伝統的作季における苗代期間の長さについて同様のことを指摘している。なお、柴〔1964:45〕も参照。

いう事実〔小林 1982：78-83, 小林ほか 1984：65-7〕は、これによく対応する。〈越年タイプ〉の作季は、これらの点からすれば、水利条件のわるい用水不足田の環境によく適応するものだったとみてよいであろう。他方、〈非越年タイプ〉の場合をみると、苗代期間はみじかく、苗の長さもこれに対応してみじかかったと考えられる。〈越年タイプ〉ほどには、水利条件のとのわかない水田に適するものではなかったと推定できる⁸⁾。

さて、以上を念頭において近世後半の奄美諸島のイネ栽培を検討すると、関連すると思われる重要な事実がみとめられる。とくにサトウキビ栽培の拡大にともない、水田の大幅な減少がおこっているのである。よく知られているように、近世中期以降、薩摩藩は奄美諸島での砂糖生産を積極的に推進した。この政策は第1次定式買入制（正徳期～安永6年, 1777）、第1次惣買入（専売）制（安永6年～天明7年, 1787）、第2次定式買入制（天明7年～天保1年, 1830）、第2次惣買入（専売）制（天保1年～明治5年, 1872）と変化する〔松下 1983：102-3〕が、大きくみてのちになるほど強化されていく。また地域的にみれば、大島・喜界島・徳之島で先行して実施された。この場合イネ栽培との関係で大きな画期と考えられるものとして、まず上記三島における貢米の換糖上納制の施行がある（大島・喜界島では延享2年, 1745、徳之島では宝暦10年, 1760）。以後これらの島じまでは、イネ栽培よりもサトウキビ栽培が政策的に重視され、土地利用においても後者が優越する地位におかれたと思われる。さらに重要なもうひとつの画期は、第2次惣買入である。この間沖永良部島・与論島でも砂糖生産が強化されるとともに、各島のサトウキビの作付面積が規定され、その栽培が飛躍的に拡大した〔小林ほか 1984：50-3〕。以上の過程で多くの水田が畑地に、とくにサトウキビ畑に転用され、大きく減少することになった。大島の場合、18世紀前半に1900町歩余に達した水田が、明治初期には700町歩と激減するのである〔同上 42-4〕。

こうした水田の畑地への転用がどのようにすすめられたかについては不明な

8) ただし昭和初年に導入された新品種にくらべれば、苗代期間が長く、苗の長さも大きかった（後述）。

点が多いが、おそらく水利条件の良好でない天水田や乾田が優先的に転換されたと思われる。前記久野謙次郎らの租税制度調査の報告書、『南嶋雑集』にある以下のようにくだりは、それを間接的ながら示すものと考えられる。この「砂糖買上法」の第1章第1節は、大島でサトウキビ畑の面積を確保する際に発生した問題について、つぎのように述べている〔松下編 1969：572、カッコ内引用者〕。

島民持地ノ内毎年黍ヲ植ルノ地ヲ割賦スルニ、古昔ハ全島ノ反別ヲ二千四百町歩ト定ム、然レトモ島民黍ヲ植ルヲ喜ス、其反別漸ク減却ニ至ルヲ以テ、安政元甲寅(1854)年鹿児島ヨリ令ヲ下シ、其現地ヲ査シ加フルニ水田ヲ乾カシテ黍畑ト為サシメ、其反別ヲ二千二百五十二町五反歩トス、……然レトモ水田ヲ乾カスハ頗ル至難ニ属シ、動モスレハ其得失相償ハサルヲ以テ、去辛申(明治5(1872)年)議定シ全島ノ總反別ヲ千九百町二反歩トス、……

これは湿田⁹⁾までもサトウキビ畑に転用することをこころみだが、失敗におわったことを示すと言えよう(引用文中は「水田」であるが、あきらかに湿田の転用をさしている)。砂糖生産の強化は、こうして土地条件を無視してまですすめられていたわけである。

このようにみえてくると、砂糖生産を重視する薩摩藩の政策は、天水田をはじめとする用水不足田をかなりの程度まで減少させたと考えられる。それは、〈越年タイプ〉のイネ栽培に対応する環境条件をもった水田の減少にむすびつく。こうした土地利用は、明治以後も存続し〔桐野 1968：85-92〕、〈越年タイプ〉の作季の消滅につながったと思われる。

これに関連してもうひとつ重要と思われるのは、時代がくだるとともに薩摩藩のイネ栽培に対する監督がゆるんでいったと考えられることである。すでにみた資料からもうかがえるように、イネ栽培が政策的に重視されていた時期のそれに関する指示・指令は、かなりの程度まで詳細で厳格である。これは砂糖生産の強化とともにあまりかえりみられなくなり、農民は実情に応じた作季を

9) 大島では他の島じまにくらべ湿田が多かったと考えられる〔小林ほか 1984：67〕。なお桐野〔1968：66-70〕も参照。

選択できるようになったと思われる。明治初期に、旧来の指示・指令をはなれた〈非越年タイプ〉の作季が各地で登場するのは、これを反映したものとみることができよう。以後農作物の作付自由化にともない、この傾向はますますつよくなったと思われる。

以上、〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉への作季の変化の背景を検討した。まだ不十分な点が多いが、〈非越年タイプ〉が基本的に予備苗の準備に由来すること、またとくに近世末期にその拡大に關与する要因があらわれてきたことは、ほぼあきらかになったと言えよう。

3. 品種の交代

すでに指摘したように、〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉への作季の変化は、同時に品種の交代もともなっていた。以下では近世～明治期の文献資料や民俗誌、さらには現地調査（主として徳之島）の結果ももちい、品種の特性を記述しつつ、その交代の過程を考えることにしたい。ただしこの場合、品種の特性といっても十分な資料のえられているものはすくない。また交代についてもわずかな知見がえられているだけである。しかし可能なかぎり検討をくわえ、変化をおうことにしたい。

(1) 〈越年タイプ〉の品種

名称だけではあるが、〈越年タイプ〉の作季をもつ品種に関するもっともまとまった資料は、すでに示した『南島誌』の記載である。あらためてそれをあげれば、つぎようになる。

餅・シヤク（大島）

アヤコ・クルハ子・スタル（徳之島）

本稲（沖永良部島）

このうち大島の「餅」は、〈非越年タイプ〉として記載されている「大和餅」に対するものと考えられ、通常の意味での品種名であったとは考えられない。また「シヤク」も、奄美諸島ではウルチ米のことを「サクグミ」〔恵原 1973：

73] などというところから、単にウルチ種をさす可能性がある。

『徳之島事情』〔吉満 1895:40〕も、同島の〈越年タイプ〉の作季をもつ品種名を記載しており、それを示せば以下のようになる。

アヤゴ・クルハネ・スタル・フンネ

このうち前三者は、『南島誌』にみえるものと同じと考えられる。

民俗誌¹⁰⁾をみると、まず大島では「ホンネ」・「ホンニ」・「オヤニ」・「オヤモチ」・「モトネ」などとよばれるモチ種の品種名が報告されている〔小野 1982:216~9〕。同様の名称は徳之島（「フンニ」・「ホンネ」）〔堀・北見 1956:178-9, 小野 1982:221〕, 沖永良部島（「モトニ」・「モトネ」）〔柏 1975:47, 小野 1982:222〕にもある。これらもモチ種とされ、沖永良部島の場合は『南島誌』の「本稲」と同一とみてよいであろう。また徳之島の「フンニ」・「ホンネ」は、『徳之島事情』の「フンネ」と同じと思われる。与論島になると「スウネ（白根）」・「クルゴ（黒穂）」があり、このうち後者がモチ種である〔柴 1970:319〕。

以上から、「ホンネ」・「モトネ」など漢字をあてれば「本」につながるものが多いという点がまず指摘できる。小野〔1982:219〕は、「オヤニ」などもふくめ、これらに対し人びとはイネの本物あるいは親というような意識をもつとしている。いずれも古くからの品種であることが確実で、しかも播種に際し儀礼がおこなわれることからすれば当然と言えるかも知れない。しかし、すでにみてきた資料にある「本苗」という言い方が転用された可能性も大きい¹¹⁾。徳之島徳之島町の一部（亀津・井之川）では、『南島誌』の「アヤゴ」, 『徳之島事情』の「アヤゴ」と同一と思われる「アヤゴ」（あるいは「アヤグ」という品種（モチ種）を「フナエ」・「フンニ」ともよんでいた。このうち前者はあきらかに「本苗」につながる¹²⁾。この点、「ホンニ」・「モトニ」などは

10) ここでは『南島誌』・『徳之島事情』と同じ名称をあげているものは除外する。

11) 大島では苗を「ネイ」または「ネ」という〔恵原 1973:73〕。

12) 「アヤゴ」との関係はあきらかではないが、「フナエ」は「ウヤダネ」とも言われたという（徳之島町徳和瀬）。

〈越年タイプ〉の作季で栽培された品種を一括してさした可能性がある。

つぎに指摘できるのは、モチ種が多いことである。上述の民俗誌にあらわれるものは、与論島の「スウネ」をのぞきいずれもモチ種である。また『南島誌』にあらわれるものでも、大島の「餅」、沖永良部島の「本稻」のほか、徳之島の「アヤコ」も上述のようにモチ種と考えられる。このことは〈越年タイプ〉の作季で明治以後も栽培された品種には、モチ種が多かったことを示すと言えよう。徳之島町では、戦前までモチ種は「アヤゴ」だけでほかにはなかったという（亀津・下久志）¹³⁾。『南島誌』には大島に〈非越年タイプ〉のモチ種（「大和餅」）があらわれるが、徳之島町の場合と同様の事情により、〈越年タイプ〉の作季によるモチ種の栽培が存続した場合がほかにもあったと思われる¹⁴⁾。

さて以上の品種の他の特色については、十分な知見がえられていないが、それが判明するものがわずかながらあるので記しておくことにしたい。まず徳之島の上記「アヤゴ」からみると、作季は播種が旧暦9・10月、田植が同2月はじめごろ、収穫が同6月で、『南島誌』の記載にほぼ一致する。ただし年があげてから（立春より1週間後）播種されることもあったとされ、その場合は苗代期間が60～65日とみじかく、田植後110日間で収穫をむかえたという（徳之島町亀津）。〈越年タイプ〉の作季で栽培する場合は、苗代は冬の寒い風があたりとところがえらばれた。苗代期間がながいので、この苗はいったん赤くなり、枯れたようにみえたという。田植に際しては、30cmほどにのびた苗の根を肥料につけた（同町井之川）。この品種は分蘖がすくないので、10本ほどもまとめてうえた。成長してからの草丈は長く、1m20cmほどにも達し、倒伏しやすい。穂ができるまで稈がやわらかかったので、たれ下ったという。穂には枝がすくなく、脱穀が容易であった。モミは黄色く、スジ状の模様（「アヤ」

13) 亀津では昭和初期に新品種が導入されるまで、下久志では戦後「シナノモチ」（信濃糯）が導入されるまで、モチ種は「アヤゴ」だけだったという。

14) 柏〔1975：48〕は、宗教的・儀礼的理由で、モチ種だけを旧来の作季で栽培したと推定している。

があり、そこから「アヤゴ」という名称が由来すると言われる。また芒があり、3～5cmほどの長さであった。これからとれるコメは、後に到来したモチ種のものより粘り気がつよく、おいしかったという。なおこの品種のワラは、長くてつよく、農具用・屋根ふき用にもちいられた¹⁵⁾。

以上「アヤゴ」の特色をみたが、長い苗代期間を反映して苗がかなり長いものであった点は、すでに検討した〈越年タイプ〉のイネの特色と一致する。これに関連してか、「アヤゴ」は天水田・湿田などいずれの水田でも栽培できたとされ（亀津）、多様な環境に適応した品種であったと考えられる。収穫期が早く、台風の被害がほとんどなかったと言われる点も関連して注目されよう。〈越年タイプ〉の作季は、このような防災的側面をもっていたと考えられる〔小林・中村 1985参照〕。また「アヤゴ」はやせた土地に適し、肥料を与えすぎると倒伏しやすかったという。これも、かつての水田の環境に対応する特色と思われる。

「アヤゴ」以外に特色がわかる品種として沖永良部島の「モトニ」¹⁶⁾がある。柏〔1975：47〕は、これがきわめて古い品種であったかも知れないとつつつ、つぎのように述べている。

……その穂は暗褐色の斑文を帯びていて、一見して他の品種と区別することが出来た。藁は強靱性に富んでいて、船の綱・牛馬の綱によく用いられた。

特徴的な斑文のあることは注目される。またワラが丈夫であるという点は、上記「アヤゴ」に似て興味ぶかい。

ところで、『水稻及陸稻耕種要綱』には、作季に関する言及はないものの、

15) 堀・北見〔1956：178-9〕も、「フンニ」（モチ種）がワラ細工に適し、このためわずかながらつくられるとしている（徳之島町手々）。なお「フンニ」を「赤米」の一種としているがその根拠は示されていない。また別の集落（伊仙町面縄）に、「アヤグ」という品種があったことにふれている。

16) 筆者らも知名町久志検で類似のものに関する知見をえたが、調査が不十分なので注記にとどめたい。その要点は以下ようになる。名称は「ムトゥネ」あるいは「シダグ」といい、旧暦10・11月に播種される。苗代期が長く、赤茶けた状態で冬をこした。田植に際し、苗は40cmほどの長さであった。芒が長く、脱粒性が小さかった。ヌカが早くとれた。

その名称（「親稻（オヤイネ）」）からあきらかに〈越年タイプ〉に属すと思われる品種が記載されている〔農林省農務局編 1936：891-2〕。やはりモチ種に属し、大島の笠利・竜郷（現笠利町・竜郷町）、徳之島の亀津・東天城（現徳之島町）で主として栽培されていたとされる。この特性の欄には、つぎのような記述がある。

熟期：極早；収量：極少；品質：中；備考：長程ニシテ少肥及瘦地ニ適ス、分蘖少シ、芒長多、稈色紫班ヲ呈ス

これらの特色は「アヤゴ」のそれによく類似する。収穫期がはやいことにくわえ、長程であること、やせ地に適すること、分蘖がすくないこと、長い芒をもつことが共通している。

さて以上の品種の来歴であるが、これについてはその特色以上に知ることが困難である。上記「親稻」については、「沖縄県ヨリ移入セルモノノ如シ」と述べられている〔同上〕ものの、その根拠は示されていない¹⁷⁾。ただし、上記のような「アヤゴ」・「親稻」に共通する特色が、大正ごろの沖縄県の在来品種の特色〔盛永・向井 1969：12-3〕¹⁸⁾に類似することは注目されてよい。芒がよく発達していること、草丈が大きいこと、分蘖がすくないことなどは、同様の作季をもつこととあわせて何らかの関係があったことを推測させる。

(2) 〈非越年タイプ〉の品種

〈非越年タイプ〉の作季という点からすれば、昭和初期に導入された新品种などもこのグループにはいるが、ここでは在来種と言えるものについてだけ検討をくわえる。〈越年タイプ〉の場合と同様、まず『南島誌』からみると、以下の名称が記載されている。

大和餅・地子（大島）

17) 川野〔1974：133〕は「アヤゴ」が「万国」とともに明治中期以後本土から導入されたとしているが、これはあやまりと思われる。

18) 盛永・向〔1969：12〕には「徳之島地誌」・「沖永良部島地誌」の引用があるが、これは「南島誌」を原本としている。明治期の出版物である『稲之説』〔藤原編 1972：36-7〕からとられているが、その引用に若干のあやまりがある。

地子・赤唐帽子・白唐帽子・万石・赤地子・アフビク・チジユミ・ヒヤケ・餅唐帽子（徳之島）

地子（沖永良部島）

また『徳之島事情』〔吉満 1895：40〕には、つぎの名称がみられる。

ヂゴ・赤ヂゴ・アウバク・チジユミ・ヒヤケ・赤唐節（アカトウブシ）・白唐節・餅唐節・万国

これらは表記がちがうものの、『南島誌』とかわるところはない。

以上からまず注目されるのは、各島に「地子（ジゴ）」があらわれている点である。明治前期には、これがもっとも普及した〈非越年タイプ〉の品種ということになろう¹⁹⁾。また徳之島の場合、それから派生したと思われる「赤地子」があらわれるのも関心をひく。前記『大島私考』には、「ぢこ比（此）稲毛赤シ」〔本田著、亀井ほか校訂 1972：50、カッコ内引用者〕という記載²⁰⁾もあり、「地子」が近世にさかのぼっても重要な品種であったと考えられるのは関連して興味ぶかい。

のちの資料でも、「地子」あるいはその系統と思われるものは、ウルチ種として各地でつくられ、作付面積もかなりに達していたことが知られる〔嵐 1951：52〕。牧野〔1929：212-3〕は「赤地子」（大島・徳之島・沖永良部島）・「盛高地子」（徳之島）・「白地子」（喜界島・沖永良部島）・「早稲地子」（沖永良部島）の特色について、『水稻及陸稻耕種要綱』は「盛高地子」（主として徳之島）・「白地子」（主として大島・喜界島・沖永良部島・与論島）の特色を記載する〔農林省農務局編 1936：891-2〕。このうち「盛高地子」は大正5（1916）年に徳之島で民間育種により発生したことがあきらかである〔同上〕が、よりはやく同様にして発生したと思われる品種がいくつかあるのは注目される。これも「地子」が重要な品種であったことを反映するものと思

19) ただし与論島では、この系統の品種の導入は明治38(1905)年とされる〔柴 1970：319〕。

20) 「ぢこ」のほか「那覇両稲」・「登太より」・「餅」?について記載しているが、いずれものちのどれにあたるか比定が困難である。なお「登太より」は香米、「餅」は本土系のイネであったようである。

われる。

さて、このように分化しているので、以上の資料から「地子」の一般的特色を考えるのは容易ではない。牧野〔1929：212-3〕の記載する「赤地子」・「白地子」の特色も、場所によって大きなちがいがみとめられる。この点他との比較も容易ではないが、成熟期がおそく台風の害をうけやすいと言われる（沖永良部島〔柏 1975：48〕、徳之島町）ことや、草丈が「アヤゴ」よりひくく、分蘖が多いと言われる（徳之島町）ことは注目にあたりしう。

水田の環境との関係を見ると、「地子」の適応性はかなり高かったようである。天水田や湿田でもつくることができたと言われる（徳之島町）。この点は、とくに昭和になって導入された奥羽1号などの新品種〔農林省農務局編 1936：896-905〕と比較すると顕著だったようである。新品種は苗がみじかく、深水状態で田植をおこなうことはできず、水利条件の良好な水田が前提とされた²¹⁾。このため、「地子」系の品種は天水田に、新品種はその他の水田に作付されるといふこともあった（沖永良部島和泊町）。「地子」は、このような性格からすれば「アヤゴ」と大差がないことになるが、他に適当なウルチ種の品種がなく、多様な水田に作付されることになったと思われる。また新品種の導入以前にも、天水田が減少しつつあったと言われる（徳之島町亀津）ことも無視することができない。極端な天水田は、この時期までにかなり淘汰されていた可能性がある。

ところで、「地子」をはじめとする〈非越年タイプ〉の作季をもつ品種では、苗の育成がかならずしも容易ではなかった。当時の水苗代という方法のもとでは、播種期が寒冷なこともあって、発芽などがうまくいかず失敗しやすかったと言われる²²⁾（沖永良部島知名町黒貫、徳之島町亀津、伊仙町伊仙）。これに対し「アヤゴ」の場合、まだ温暖な時期に播種がおこなわれるので、発芽は容

21) 『水稲及陸稲耕種要綱』もこのことについてふれている。新品種の苗代期間は30～40日であるのに在来品種は60日を標準とするとしつつ、新品種は「収量多キモ、天水田又ハ極湿田等ニハ不向ナリトス」と述べる〔農林省農務局編 1936：897-8〕。
22) 発芽を促進するために、種子を井戸水や温水につけることもあったという。なお〔農林省農務局編 1936：892-3〕も参照。

易であったと言われる（徳之島町下久志）。この点、〈越年タイプ〉と〈非越年タイプ〉は、苗代期間だけでなく苗の育成にも差があったことになる。なお「地子」などの苗がうまく育たないときには、同じ品種の種子をまきなおす場合（徳之島町）もあれば、別のものをまく場合（知名町・和泊町）もあった。前節では、近世の資料にみえる「若苗・晩苗」という言い方から予備苗が1種類でなかったことを推定したが、それはこの種の再播種をさした可能性が大きい。

以上のような「地子」にくらべ、他の品種は一般的でなかったと考えられるが、さらに検討をくわえておきたい。『南島誌』の記載順にみると、まず大島の「大和餅」がある。これはすでにみたように〈越年タイプ〉の「餅」に対するもので、名称からすれば本土系の品種であったと考えられる。民俗誌には、「ヤマトモチ」という本土の品種が、明治末になって大島笠利町屋仁に導入されたという記載がある〔小野 1982：216〕。これは同じものとみてよいであろう。時期が『南島誌』よりもはるかにおくれるが、おそらく島の内部でも伝播に相違があったためと思われる。

つぎは徳之島の「赤唐帽子」になるが、これは名称からしてさらにみえる「白唐帽子」・「餅唐帽子」と同系で、インド型の品種に属すと考えてよいであろう。徳之島でもこの種のイネ（「トーブシ」）は「アーゴメ」（赤米）ともいい、芒がなく、脱粒性が高く、長いコメでたくと粘り気がなくサラサラしていたと言われる。またわずかしかつくれなかったと言われる。民俗誌の記載によれば、「トーブシ米」は5月の節供には収穫でき、端境期をきりぬけるのに便利とされた（伊仙町面縄）〔堀・北見 1956：179〕。他にくらべ収穫期がはやい点は注目にあたいし、栽培においてもその特色が利用されたことになる。とここでこの種のイネは享保年間にすでにつくられており、上記『大島規模帳』には「一赤玉交米ハ大阪仕登候節、大分直下ニ而、別而御不勝手有之候間、種子玉赤米交無之様……」とする条文がある〔山田編 1965：2〕。これからすれば、その栽培はあまり奨励されていなかったことになる。なお、この種のイネの名称は、本土のそれに共通することがあきらかである²³⁾。この点は、その由

来に関係すると思われる、やはり本土からのものであることを示唆する。

つぎの「万石」は、『徳之島事情』以後の資料にあらわれないが、同名の品種（「マンゴク」）が伊仙町伊仙で栽培されていたことが確認される。播種は旧暦の年末で、収穫は同8月とおそく、草丈が大きくて台風のとときには風害をさけるため棒でおしたおしておいたという。「万石」も本土から導入された品種であると推定でき、18世紀前半以来九州をはじめ各地でつくられたことが知られる同名の品種〔嵐 1975：328-35〕²³⁾に由来すると考えられる。

つづく「アフビク」は、牧野〔1929：213〕の記載する「大尾久」（徳之島）、民俗誌にあらわれる「オービク」（伊仙町面縄）〔堀・北見 1956：179〕・「オービキ」（大島瀬戸内町）〔瀬戸内町町誌編集委員会 1977：42〕と同じものと思われる。堀・北見〔同上〕によれば「オービク」は山地に適し、収量多く味もよいが、晩稲で旧暦7月末にやっと収穫できたという。徳之島町でも「オービク」は山よりの集落（尾母）でつくられたと言われる。

つづく「チジユミ」は、牧野〔1929：213〕の記載する「縮」（喜界島・徳之島）、『水稻及陸稻耕種要綱〕〔農林省農務局編 1936：891-2〕の「縮」（主として喜界島・徳之島）と同じものと考えられる。その特色は後者によればつぎのようになる。

熟期：晩；収量：少；品質：下；備考：耐肥性强ク肥沃地ニ適ス、粒着密、極ク小粒、芒少シ

徳之島町でも、収穫が「地子」よりもおそく旧暦7月となり晩稲であったこと、モミの粒は小さいが穂に多くついていたこと、芒がすくなく「ボウズ」ともよばれていたことが指摘される。

もうひとつの「ヒヤケ」は以後の資料にあらわれず、現地調査でも確認できなかったが、名称からすれば九州や中国地方でつくられていた冷水害あるいは

23) 近世末期の農書『成形成説』（巻16）も「赤とほし」・「白籾（シロトボシ）」・「櫛籾（モチトボシ）」を記載する〔曾繁・白尾国柱 1974：593-5〕。

24) 嵐〔1975：330-1〕の第4-15表では、19世紀前半に「万石」が徳之島でつくられたとされている（ただし疑問符つき）。おそらく前記『稲之説』（注18参照）によったと思われる。

旱害に抵抗性のある品種（「冷毛」・「ひやけもち」など）〔嵐 1975：436〕と共通性を持ち、これらに由来する可能性がある²⁵⁾。

以上『南島誌』・『徳之島事情』に名称があらわれるものを検討したが、ほかにも〈非越年タイプ〉の在来品種があったことは確実である。牧野〔1929：213-4〕は、在来のウルチ種として他に「薩摩号」・「穂揃」、モチ種として「烏糲」・「赤糲」・「白糲」を記載する。また民俗誌にも「ゴトワセ」・「ヒラチ（キ）」²⁶⁾（沖永良部島）があらわれる〔柏 1975：47～8〕。これらについても検討を要するが、このあたりできりあげつぎにすすみたい。

これまでみてきた〈越年タイプ〉・〈非越年タイプ〉の品種の特色を比較すると、両者にはかなり差のあったことがわかる。まず作季からみると、〈非越年タイプ〉は一般に収穫期がおそく、台風の害をうけやすかった。また播種が寒冷期におこなわれるため、苗の育成が容易ではなかった。これは〈非越年タイプ〉の品種の欠点になるが、他方〈越年タイプ〉も水不足のため田植に際しリスクが大きく予備苗の準備が恒常化していたことはすでにみたとおりである。なお、〈非越年タイプ〉のなかでも作季に早晚があり、インド型品種のように早いものもあれば、「チジュミ」のようにおそいものもみられた。

長稈であること、やせ地に適すること、分蘗がすくないこと、長い芒をもつことは、〈越年タイプ〉の共通した特色とみることができが、これらに対しても〈非越年タイプ〉はそれぞれ特色をもっていた。草丈からみると、〈非越年タイプ〉は小さかったと考えてよい。ただしこれも昭和になって導入された新品種とくらべればはるかに大きかったと言われる（徳之島町・伊仙町）。このことは、〈非越年タイプ〉も新品種にくらべれば高い適応性をもっていたこと

25) 『成形図説』巻16に中稲のひとつとして「冷毛（ヒヤケ）」の名がある〔曾槃・白尾園柱 1974：540〕。

26) いずれも早稲と言われるが、「ゴトワセ」（「グトワシ」）・「ヒラキ」は「地子」などの苗の育成がうまくいかないときに、あとから播種するものであったという（知名町黒貫・久志検）。これらは播種がおくれても、収穫期は早くまいたものにかわらなかつた。なお「ゴトワセ」のコメは粘り気のある赤米であったという。また「地子」のあと「ドクノシマ」という品種もよく栽培された。

につながる。耐肥性については、「チジュミ」のように強いと言われるものがあり、〈越年タイプ〉よりは一般的に大きかったことが確実と思われる。これは分蘖が多いことと共に、〈非越年タイプ〉の方が優良な品種であったことを示すと言えよう²⁷⁾。芒は〈非越年タイプ〉の場合、「チジュミ」のようにすくないのもあれば、多くの「地子」系品種のように多いものもあり〔牧野 1929：212-3、農林省農務局編 1936：892〕、一定しない。作季と同様、これは〈非越年タイプ〉の多様性を示すものと思われる。

以上のようにみえてくると、〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉への交代に際し、作季や苗の長さ以外にもいくつかの要因が関与していたことが知られてくる。なかでも重要なのは、大きくみて〈非越年タイプ〉の方が〈越年タイプ〉よりも集約栽培に適した優良な品種であったという点である。耐肥性がよく、分蘖が多いという点は多収につながり²⁸⁾、〈非越年タイプ〉の品種が積極的に栽培されていく大きな要因になったと考えられる。台風の害をうけやすいとか、苗の育成に困難があるとかの欠点があるにしても、「地子」や「チジュミ」のもつこの性格は重要な魅力になったであろう。くわえてもうひとつ無視できないのは、〈非越年タイプ〉の品種が多様な水田の環境に対しかなりの程度まで適応できたという点である。このことは、それがひろく作付されることを可能にしたと思われる。

以上を考えるに際し重要な意義をもつと思われるのは、〈非越年タイプ〉の作季が予備苗の準備に基本的に由来し、しかもそれが薩摩藩の政策として推進

27) 農林省農務局〔1936：892〕の収量の記述をみると、上述のように「親稲」は「極少」であるが、「縮」は「少」となり、「地子」は「中」である。

28) 品種別収量の資料はないが、関連して18世紀前半の享保内検時の一反当り石高をみると、上田では1.379石、中田では1.138石、下田では0.884石、下々田では0.584石となる〔松下 1983：85〕。ただしこれはモミと考えられ〔同：86-90参照〕、半分程度にわりびいてみる必要がある。また石高は課税基準であり、かならずしも生産力を示すわけではないとされる。この点充分なものではないが、〈非越年タイプ〉の品種が主体であったと考えられる明治40(1907)年—明治44(1911)年(5年間)の大島郡のウルチ米の反当収量〔鹿児島県大島島庁 1913：193〕の平均1.294石と比較すれば、かなりすくないことになる。

されたという点である。この場合、予備苗は〈越年タイプ〉の作季のリスクに対応することを直接の目的としていたが、租税収納に関与するところから、その品種として優良なものがえられた可能性がある。補助的であるにしても、多収な品種が推奨されたと推測できるわけである。すでにみた「大島規模帳」の指令には、予備苗の種子の確保が命じられていた。それが不足する場合は「借米」をおこなうよう指示されているが、優良品種の導入はこうした機会を利用しておこなわれた可能性もある。また関連して、「地子」が19世紀初頭にまでさかのぼることができるのは興味ぶかい。

以上からすれば、〈非越年タイプ〉の品種は〈越年タイプ〉の品種にとってかわる可能性をはやくからもっていたということになるが、さらに関連して注目されるのは、〈非越年タイプ〉の品種のなかに、あきらかに本土系とみられる品種がふくまれていることである。これらは予備苗用の品種として、本土から藩の手によってもちこまれたと考えることもできる。この場合、そのひとつである「万石」が、近世後半の優良品種であった〔嵐 1975：328-35〕ことは注目されよう。なお、〈非越年タイプ〉の品種が多様であることには、そのすくなくとも一部が外部からもたらされたことも関与していると思われる。

予備苗の準備が薩摩藩の政策として推進されたという点は、またウルチ種がモチ種に先行して〈非越年タイプ〉の品種に変化したことにも関係すると思われる。租税収納にむすびつくところから、この政策はウルチ種に主たる関心があつたと考えられるのである。

このようにみえてくると、近世末期～明治初期における品種の交代の過程がおぼろげながら知られてくる。それは単に作季の交代ではなく、優良品種への変化でもあつたとみることができる。しかもこれには、薩摩藩の政策が関与していたと考えられる。

むすびにかえて

以上、近世～明治期における奄美諸島のイネの作季の変化、その背景、さら

に品種の交代と検討をすすめてきた。その結果は以下のように要約できる。まず作季は、近世には旧暦9・10月に播種をおこない、同6月ごろに収穫する〈越年タイプ〉が主要なものであった。これに対し明治の初期になると、旧暦1月播種の〈非越年タイプ〉が大きく登場し、明治の中期までにそれが主体となった。これ以後〈越年タイプ〉の作季はモチ種の栽培にわずかにみられるだけとなり、昭和の初期ごろには消滅した。こうした変化を準備したのは、〈越年タイプ〉のリスクに対応する予備苗の利用であり、それに基本的に由来する〈非越年タイプ〉の作季は、他方で進行していた水利条件のわるい水田の減少とともに主流となっていったと考えられる。これを支えていたのは品種の特性で、〈越年タイプ〉の品種よりも優良であった〈非越年タイプ〉のそれは、欠点をもちながらも積極的に栽培されるようになったとみられる。なお以上のプロセスには薩摩藩の政策が大きく関与していたとみることができ、近世末までにこの変化の傾向が明確になっていたと思われる。

このようにみえてくると、〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉へという作季の変化は、イネ栽培全体の変化でもあったことが知られてくる。作季にとどまらず、水田の環境、品種もかわり、それはさらに農耕儀礼にまで影響をあたえたと考えられる。なかでも播種儀礼に対する影響は大きかったとみてよい〔小野 1982：216-26参照〕。これらの点、現在も観察できる奄美諸島のイネ栽培とそれに関与する民俗をとりあつかう場合、慎重におこなう必要があると思われる。

ところで、以上のような変化を検討してもうひとつ注目されるのは、これが昭和にはいっておこなわれた新品種の導入にともなう変化と類似することである。優良な本土系品種²⁹⁾の導入だけでなく、苗代期の短縮など作季の変化もともなっていた。またより整備された水田の環境が要請された〔農林省農務局編 1936：897-901参照〕。この点からすれば、本稿で検討したものは、昭和

29) 主要品種として「奥羽1号」・「改良愛国」・「選一埼一号」・「台中65号」がある〔農林省農務局編 1936：898〕。このうち「台中65号」は台湾からの品種であるが、原種は本土系とされる〔渡部 1984〕。

初期の変化に至る中間段階とみることができる。

関連してもうひとつ注目されるのは、以上のような変化がやはり昭和初期に沖縄県でおこった変化と類似することである。「台中65号」などの導入にともない、〈越年タイプ〉から〈非越年タイプ〉に作季が変わるだけでなく、より整備された水田の環境が要請されたことがうかがえる〔農林省農務局編 1936：906-18参照〕。またそれ以前には、サトウキビ栽培の拡大により、水田面積が減少していた〔藤間 1933：269〕ことも共通する。本稿で検討した変化は、これについても興味ぶかい前例と考えることができる。その点からすれば、南西諸島を通じて、昭和初期の変化を類似した観点から追うことができよう。この作業は、新しいイネ栽培だけでなく、伝統的なイネ栽培をさらによく理解することにもつながると思われる。

なお、本稿でみた変化には予備苗の準備が大きな意義をもつが、沖縄諸島にも同種のものがみられたことにふれておきたい。道光11（天保2（1831））年の「久米仲里間切公事帳」には、以下のような一条がある〔沖縄久米島調査委員会編 1983：262〕。

一稲植付候時分依年旱差当田方水相乾苗植付不罷成節後ニ相成候砌ハ四月初迄ハ可植付候若苗不足仕候ハハ三月比迄ハ追苗仕候而可相済候自然其節ニ差当候ハハ在番さ
はくり中能々入念下知方可仕事

「若苗」という語があらわれるだけでなく、それが不足する場合には別の苗を準備することを命じている。ここにも、奄美と沖縄のイネ栽培の共通性があらわれているように思われる。

〈付 記〉

本稿ができるまで、多くの方のお世話になった。松山光秀氏（徳之島町徳和瀬）には、徳之島の民俗についてご教示をいただいた。義原福慶氏（伊仙町伊仙）・永井円一氏・琉 徳満氏（徳之島亀津）・松本カナ氏・保 マツ氏・頂 茂豊氏・頂 キヨ氏（同井之川）・太田常清氏（同下久志）・高風栄沖氏（知名町黒貫）・粟山英業氏（同久志検）・朝戸稔三氏（和泊町）は、イネ栽培について多くのことを教えてくださった。とくに永井氏のお宅には早朝からたびたびおじゃまして、興味ぶかい話をきかせていただいた。また町田 進氏（徳之島町井之川）には、伝統的イネ栽培についてくわしい方々を紹介していただいた。松下志朗教授（九州大学経済学部）は、近世奄美諸島の石高に

ついてご教示下さった。また本稿で使用した資料は松下教授の編集によるものが多い。ここに記して、以上の方々に感謝いたします。

なお本研究のもとになった調査は、1982年2月、1985年9～10月（徳之島）、1982年10月（沖永良部島）におこなった。

本研究の一部には、昭和59・60年度文部省科学研究費（一般研究C；代表者：59年度故野口喜久雄教授、60年度小野菊雄教授；研究テーマ：「九州地方における近世自然災害の歴史地理学的研究」）および三島海雲記念財団より小林に授与された学術奨励金（1984年度；研究テーマ：「南西諸島の土地利用に関する文化地理学的研究」）を使用した。

引用文献

嵐 嘉一

- 1951 『九州地方における水稲品種変遷の立地学的考察』農林省農政局。
1975 『近世稲作技術史』農山漁村文化協会。

恵原義盛

- 1973 『奄美生活誌』木耳社。

藤原正人編

- 1972 『明治前期産業発達史資料，別冊110（1）』明治文献資料刊行会。

藩法研究会編

- 1969 『藩法集，第8巻，鹿児島藩（上）』創文社。

原口虎雄編

- 1980 『明治中期産業運動資料，第1集，農事調査，第17巻，鹿児島県』巖南堂。

本田孫九郎著，亀井勝信ほか校訂

- 1972 『大島私考』（奄美史料2）鹿児島県立図書館奄美分館。

堀 一郎・北見俊夫

- 1956 『奄美大島及び徳之島における米作と稲米儀礼について』『人類学』9：176 - 187。

鹿児島県内務部第一課編

- 1892a 『明治21年鹿児島県統計書』鹿児島県（ただし雄松堂マイクロフィルム版，1961による）。

- 1892b 『明治22年・23年鹿児島県統計書』鹿児島県（同上）。

鹿児島県大島庁

- 1913 『明治44年鹿児島県大島郡統計書』大島島庁（ただし鹿児島県立図書館奄美分館の復刻（奄美史料14，1984）による）。

- 柏 常秋
1975 『沖永良部島民俗誌』 柏常德（鹿児島市）。
- 川野誠二
1974 「農業・牧畜と習俗」長沢和俊編『奄美文化誌』 pp.133-8, 西日本新聞社。
- 桐野利彦
1968 「地勢・地理概説」名瀬市誌編纂委員会編『名瀬市誌（上）』 pp.1-97, 名瀬市役所。
- 小林 茂
1982 「奄美諸島の伝統的イネ栽培と〈踏耕〉」『人類科学』 35：69-104。
1984 「南西諸島の〈低い島〉とイネ栽培」『民博通信』 23：77-90。
- 小林 茂・中村和郎
1985 「南西諸島の伝統的イネ栽培と環境」九学会連合「日本の風土」調査委員会編『日本の風土』 pp.167-206, 弘文堂。
- 小林 茂・中村和郎・森脇 広・中井達郎
1984 「奄美諸島の石灰岩台地と伝統的環境利用」『人類科学』 36：29-86。
- 国分直一
1984 「『南島雑話』解説」名越佐源太著, 国分直一ほか校訂『南島雑話 2』 pp.229-41, 平凡社東洋文庫。
- 久野謙次郎著, 柏 常秋校訂
1954 『南島誌・名島村法』 奄美社。
- 牧野義夫
1929 『鹿児島県立農事試験場成績總要覧』 鹿児島県立農事試験場移転改築落成記念事業会。
- 松下志朗
1969 「解題」松下編「南嶋雑集（上）」『福岡大学文理論叢』 13：276-7。
1983 『近世奄美の支配と社会』 第一書房。
- 松下志朗編
1969 「南嶋雑集（下）」『福岡大学文理論叢』 13：535-90。
- 盛永俊太郎・向井 康
1969 「沖繩諸島の在來稲」『農業および園芸』 44：11-16。
- 名越佐源太著, 国分直一ほか校訂
1984 『南嶋雑話 1』 平凡社東洋文庫。
- 野見山 温編, 藤本隆士・武野要子・松下志朗校訂
1969 『道之島代官記集成』 福岡大学研究所。
- 農林省農務局編

- 1936 『水稻及陸稻耕種要綱』大日本農会。
農商務省農務局編
- 1913 『日本主要作物耕種要綱』大日本農会。
沖縄久米島調査委員会編
- 1983 『沖縄久米島資料篇』弘文堂。
小野重朗
- 1982 『奄美民俗文化の研究』弘文堂。
栄 喜久元
- 1964 『奄美大島与論島の民俗』栄 喜久元（鹿児島市）
- 1970 『大島郡与論島』文化庁文化財保護部編『田植の習俗5，高知県・長崎県・鹿児島県』pp.301-22，平凡社。
- 佐々木高明
- 1984 『南島の伝統的稲作農耕技術』渡部忠世・生田滋編『南島の稲作文化』pp.29-66，法政大学出版局。
- 瀬戸内町町誌編集委員会編
- 1977 『瀬戸内町誌（民俗編）』瀬戸内町。
- 曾 繁・白尾国柱
- 1974 『成形図説』国書刊行会。
- 藤間五郎
- 1933 『沖縄県ニ於ケル米穀事情調査』沖縄県農林水産行政史編集委員会編『沖縄県農林水産業史，第11巻，農業資料編Ⅱ』pp.267-349，農林統計協会，1981。
- 渡部忠世
- 1984 『八重山の稲の系譜』渡部忠世・生田滋編『南島の稲作文化』pp.67-91，法政大学出版局。
- 渡部忠世編
- 1982 『南西諸島農耕における南方的要素』（文部省科学研究費一般研究B「日本農耕のオーストロネシア的要素」報告書），京都大学東南アジア研究センター。
- 渡部忠世・生田 滋編
- 1984 『南島の稲作文化』法政大学出版局。
- 山田尚二編
- 1965 『大島規模帳（附大島用夫改規模帳・郡奉行物定規模帳）』県立大島高等学校郷土研究部。
- 柳田国男
- 1978 『海上の道』岩波文庫。

吉満義志信編

1985 「徳之島事情」重野都与久ほか編『奄美史談・徳之島事情』pp.1-89, 名瀬市誌編纂委員会, 1964。

コメント

松 下 志 朗

本報告の論者らは、南西諸島の伝統的イネ栽培について精力的に研究を進めておられるが、今回はイネ栽培の作季について近世から明治期までの文献史料を検討されながら、「越年タイプ」から「非越年タイプ」への作季の変化とその背景、とくに品種の交代について明らかにされた。奄美史に関心を抱く者のひとりとして多くの示唆を与えられたので、農業史に全く暗い私が敢えてコメントすることとなった。

論点は明快であるので、ここでは要約をしない。作季の変化を歴史的事実として確定するとき、当然その変化の背景が問われる。論者はそこに予備苗の利用・準備と品種の交代の要素を重視して検討を加えているが、私は両者の関連性について注意を惹かれる。もちろん論者も黒糖生産の強化という鹿児島藩々政の規定性をとりあげて、用水不足田の黍地への転換が「越年タイプ」の水田の減少となってあらわれたと論じているが、藩政の規定性が予備苗の利用・準備と品種の交代にどのように及んだのか、飯米確保策との関連で検討する必要がある。

そこでまず奄美諸島における黒糖生産の強化政策の推移をみてみると、第1次定式買入制（定額買上制）→第1次惣買入制（専売制）→第2次定式買入制→第2次惣買入制という段階を経るが、それは近世中・後期における幕府の定免制的年貢収奪と基本的に変わらない。それは一定の定免期間のあと、2、3年間の検見取り期間があって、その間に免率の引き上げが行われ、それを定免（定額）として一定期間固定するという年貢徴収法であるが、鹿児島藩の黒糖収奪も定式買入制と惣買入制が交互に採用されて収奪率を増していく。その過程についてここで論じる余裕はないが、黒糖生産の強化政策を一貫しているのは黍作付地の増加策であり、そのための労働力確保策であった。その労働力確保策は、単純な耕作能力よりも経営能力（田畑所有規模）によって区分されているが、それは飯米の支給を藩が必ずしも十全になしえないところから、奄美の島民に負担を肩代りさせるためであったとも言えよう。いろいろな廻達文にそのことは散見されるが、たとえば明治4年藩政時代と同じく黒糖増産を期する藩庁は、飯料の補いとして薩摩芋の植付を1人分1反2畝宛なすように指示している（『御廻文留写』）。時代をさかのほれば、安永7年第1次惣買入制の督励のために派遣された得能佐平次は、奄美諸島の疲弊し

た状況を見て、黍作強制の一定程度の緩和と飯料としての作物の栽培を許すよう、藩に進言したという。得能佐平次の進言は、黒糖増産の重要な動因を的確に理解していたと言える。飯料の確保→労働力の確保→黍作付地の確保という図式を有効にするためには、当然主穀生産についての方策が転換することとなろう。それは真米を中心とした水稲耕作から、真米の補充作物としての陸稲・赤米をも重視し、また補食としての薩摩芋・粟・麦などの増産を図る方策となってあらわれよう。残念ながら今のところ藩政史料でそれを的確にあとづけることができないが、敢えて大胆な推測を試みるならば、真米中心の「越年タイプ」から、赤米・陸稲を予備苗として準備する「非越年タイプ」への転換ということが考えられないだろうか。論者も指摘しておられるように、「越年タイプ」の品種としては「早稲」、非越年タイプには「晩稲」という区分ができるが、近世奄美における「晩稲」のほとんどは赤米である。

ところで論者も引用しておられる元禄6年の覚書は、喜界島々民が麦作を第一にして稲作を忌避しており、そのために「田方年々荒地有之」状況のもとで、「非越年タイプ」の稲作が行われたことを示している。したがって「入念下地相拵候へば、熟田に相成る」筈であり、そうなれば「本苗九、十月いたし置、正、二月植付」ける「越年タイプ」の稲作も可能であるが、「春雨無之、本苗仕付」が難しいのであれば若苗・晩苗を準備して万全を期そうというものである。この覚書から知りうる事実は、「越年タイプ」の本苗が熟田に植付けられ、

「非越年タイプ」の若苗・晩苗が干損地などに宛てられていることである。上田強は日向の鹿児島藩領において赤米を下々田に作ることを奨励していたとしているが、奄美諸島の場合もそれと揆を一にするものであろう。

鹿児島藩の役所における支払いの真米・赤米の比率をみても、享保期の事例は赤米が真米を凌駕しており、寛政期には「大嶋御統米赤米差交せ積入」れており、文化期の申し渡しでは諸船の運賃米をすべて赤米で支給するとしている（『列朝制度』）。鹿児島藩にとって、赤米はすくなく重要なさを有していた。

『成形成図説』によれば、赤米は「薄田にうゝるのによろしく、厚地に蒔るときハ反てミのりあしく」としており、また「赤米はもはら南島の土産」とも記しているが、奄美諸島の用水不足がちな耕地において、鹿児島藩が飯米としての赤米の作付けを奨励したことは十分に首肯しうところであらう。赤米は炊いたときに倍にあふれあがるということもあり、米をほとんど口にすることができない下層島民にとって、赤米は貴重なものであったと考えられる。

「越年タイプ」から「非越年タイプ」への転換を考える場合に、今ひとつ予備苗として陸稲をとりあげてみる必要はなかろうか。旱天が続くときに補植する作物として、十分に検討に値する。『成形成図説』によれば、「此もの、形状全く水稲に異ならず、早晚赤白及糯の種類各あり、大かたハ十八夜の前後に撒て、八月中旬に刈取もの多し」としており、さらに「凡早稲を作る地ハ、水田にしてハ水乏く、又畠にしてハ濕

キ
 気ありて、兩様ともに宜しからざるにう、
 れは、真稲^{マヘ}よりも勝れて実のりありといへ
 り」と記している。

以上のことが、「非越年タイプ」の作付
 が予備苗を随伴し、それが鹿児島藩の政策
 として推進されたことの内容であろう。論
 者が言及しているように、予備苗の品種と
 して優良なものがえられたかどうかより
 も、たとえそれが優良品種でなくても、従
 来作付不可能であった耕地からの収穫があ
 れば、鹿児島藩にとってそれで充分であ
 ったのだろう。たとえば『徳之島事情』があ
 げる「非越年タイプ」のヒヤケは、「山田
 などの樹蔭^{ユカ}・源澗^{デミツ}常あるの地、冬を経て枯
 ず、明年に至り、其稲存するものなり」
 （『成形図説』）と記されている「冷毛」の
 ことかと想像されるが、そのような山間の
 冷水田への作付を可能ならしめるような農

業の勸奨がなされたことが注目される。奄
 美諸島の下層民は、薩摩芋を常食としたと
 いうが、それも『南島誌』には「山測^{ヤマ}屹立、
 殆ど登るべからざるの地に多く植うるもの
 にして、平坦膏肥の地に稀なり」と記され
 ており、『南島雑話』の挿絵もそのことを
 裏付けているが、飯料作物の確保は島民に
 とって文字通り死活問題であり、また藩政
 担当者にとっても黒糖生産の最優先事項で
 あった。奄美諸島におけるイネ栽培の「越
 年タイプ」から「非越年タイプ」への転換
 は、黒糖生産のモノカルチャー社会化の過
 程で、赤米や陸稲などの多面的な作付の可
 能性を探る形でなされたと考えられる。

論者の精緻な研究に触発されて、私の饒
 舌がすぎた感があるが、御寛容のほどをお
 願ひしたい。

（九州大学経済学部）